

浜田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市上下水道事業管理規程第 1 号

浜田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

浜田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 23 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（表）及び様式第 2 号中

「

氏名又は名称 ㊟ を
代表者氏名

」

「

氏名又は名称
代表者氏名 に改める。

※ 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

」

様式第 2 号の 2 中

「

氏名又は名称 ㊟ を
郵便番号、住所
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

」

「

氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号 に、
メールアドレス

※ 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

」

「ホームページ等へ」を「ホームページ等に」に、

「

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

を

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

」

「

水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

(以下抜粋)

に、

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

」

「

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

を

」

「
水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

(以下抜粋)

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

に、

「
※ 以下に示す保有資格等（下線部）を記載し、保有資格等を証する書類（資格者証、修了証等）の写しを添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)

- ② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士

を

- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

「
※ 次に示す保有資格等（下線部）を記載し、保有資格等を証する書類（資格者証、修了証等）の写しを添付してください。

に

- 1 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)

2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士

3 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

4 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

」

改める。

様式第5号中

「

代表者氏名

を

」

「

代表者氏名

※ 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印に改める。
してください。

」

様式第6号及び様式第7号中

「

届出者

㊟

を

」

「

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

に改め、

※ 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印
してください。

」

「

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	

を

」

削る。

様式第 8 号中

「

届出者

⑩

を

」

「

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

に、

※ 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印
してください。

」

「

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称		
-----------------------------	--	--

を

」

「

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
-----------------------------	--

に改める。

」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。